

(附属書) 監事監査規程

道北なよろ農業協同組合

施行 平成17年 2月 1日

改正 平成19年 4月25日

改正 平成29年 4月14日

最終改正 平成31年 4月11日

(規程の目的)

第1条 この規程は、定款第35条第15項の規定に基づき、監査の実施その他監事に関する事項を定める。監査の実施その他監査に関する事項は、法令、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(監事会の設置)

第2条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- ② 監事会は、すべての監事をもって構成する。
- ③ 監事会の開催、招集、協議内容及び運営等に関する事項については、この規程に定めのあるもののほか、監事会で別に定める監事会規則による。

(代表監事・常勤監事の互選等)

第3条 監事は、代表監事を互選により定めることができる。

- ② 監事は、常勤監事を互選により定める。
- ③ 常勤監事は、監事会の招集等監事監査に付随する事務処理のとりまとめを行う。
- ④ 前3項の規定により各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。
- ⑤ 監事は、特定監事を定めることができる。

(監事解任手続への関与)

第4条 監事は協議により、総（代）会に提出する監事の選任議案について、同意の可否を検討し決定する。

- ② 監事は、監事の解任又は辞任について意見をもつに至ったときは、総（代）会において意見を表明しなければならない。

(監事の報酬等)

第5条 各監事が受けるべき報酬等の額については、総（代）会の決議の範囲内で常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、理事の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監事の協議をもって定めなければならない。

(監査方針等の策定)

第6条 監事は、年度ごとに、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等、監査の開始にあたり必要な事項を策定しなければならない。

- ② 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成する。
- ③ 監査計画は、リスクの程度と経営統制の状況を考慮して策定する。
- ④ 監査は、日常行うほか、毎四半期1回定期に行い、監事が必要と認めたときに随時に行う。
- ⑤ 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

(代表理事等との定期的会合)

第7条 監事は、代表理事等との定期的会合をもち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題（監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果を含む）等について意見を交換し、併せて必要とされる要請を行うなど、代表理事等との相互認識を深めるよう努めるものとする。

- ② 監事は、法律に定める事項のほか、理事又は職員が監事に報告すべき事項をあらかじめ理事と協議して定め、その報告を受けるものとする。

(監事の情報の共有)

第8条 監事は、実施した監査の方法及び結果並びに職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

(理事等の報告義務に対する措置)

第9条 監事は理事から、組合に著しい損害をおよぼすおそれがある事実を発見した旨の報告を受けた場合及び北海道中央会から理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、監事は他の監事とともに、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告その他の適切な措置をとらなければならない。

- ② 監事は、あらかじめ理事と協議して定めた理事又は職員からの監事に対する報告事項に関する報告を受けた場合も、必要と判断される範囲で、前項に準じ対処する。

(監査の補助)

第10条 監事は、代表理事等と協議のうえ、必要と認める職員等を監事監査の補助に当たらせることができる。

(書類の閲覧)

第11条 監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事並びに職員に説明を求めることができる。

- ② 監事は、つぎに掲げる書類等、回付を受ける書類の種類を決定しておくことができる。

1. 理事が総（代）会に提出しようとする議案及び書類
2. 理事会の決議事項並びに書類
3. 総（代）会、理事会及びその他重要な諸会議の議事録並びに書類
4. 毎月末試算表
5. 各種検査・監査の結果
6. 内部監査の結果
7. 前各号のほか、理事の業務執行に関する重要な書類等

(重要な会議等への出席)

第12条 常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。

- ② 前項の会議等に出席できない場合には、常勤監事は、審議事項についての説明を求め、関係資料を閲覧しなければならない。

(監査項目)

第13条 定期に行う監査は、おおむねつぎに掲げる事項の適法性・適正性・妥当性等について行う。

1. 法令の遵守状況
2. 定款、規約、諸規程の整備及びその遵守状況
3. 経営統制に関する方針及びその達成状況並びに内部管理統制にかかる組織・規定・手続等の整備状況
4. 組合員及び組合員組織関係の情報管理状況
5. 理事の執行体制及び職務執行の状況
6. 総（代）会、理事会、その他重要な諸会議の決議事項及びその遵守状況
7. 書類及び帳簿の作成、管理、保存状況
8. 事業計画の遂行及びその実績の状況
9. 子会社及び重要な関連会社の管理状況
10. 会計方針及び会計処理の管理に関する状況
11. 労務の管理状況

12. 財産の運用、処分、管理状況
 13. 利益相反取引、組合の無償の財産上の利益供与及び子会社もしくは組合員との通例的でない取引の状況
 14. 決算及び仮決算
 15. 剰余金処分案又は損失処理案
- ② 随時に行う監査は、監事が必要と認める事項について行う。

(監査調書の作成・保管)

第14条 監事は、監査実施の都度監査調書を作成し保管しなければならない。

(北海道中央会との連携)

第15条 監事は、北海道中央会と緊密な連携を保ち、情報交換を行う。

(内部監査との連携)

第16条 監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努める。

- ② 監事は、内部監査の結果を十分に活用するよう努め、監査を実施するに当たっては、必要に応じて内部監査部門に対し説明を求める。

(子会社監査役との連携)

第17条 監事は、子会社監査役と緊密な連携を保ち、効率的で有効な監査を実施するよう努める。

(会計監査人との連携)

第18条 監事は、会計監査人と定期的に会合をもち、必要に応じて監事による協議への参加を求めるほか、会計監査人から監査に関する報告を適時かつ随時に受領し、積極的に意見交換を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施することができるよう、そのための体制の整備に努める。

- ② 監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、説明を受け、意見交換を行う。
- ③ 監事は、監査の過程において知り得た情報のうち、会計監査人の監査の参考となる情報又は会計監査人の監査に影響を及ぼすと認められる事項について会計監査人に情報を提供するなど、会計監査人との情報の共有に努める。
- ④ 監事は、必要に応じて会計監査人の監査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができる。
- ⑤ 監事は、会計監査人から理事の職務の遂行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実（財務計算に関する書類の適正性確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。）がある旨の報告等を受けた場合には、協議のうえ、必要な調査を行い、理事会に対する報告又は理事に対する助言もしくは勧告など、必要な措置を随時に講じなければならない。

(会計監査人の選任等の手続)

第19条 監事は、会計監査人の再任の適否について、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、年度ごと協議により検討する。

- ② 監事は協議により、会計監査人の再任が不相当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。
- ③ 新たな会計監査人候補者の検討に際しては、理事及び組合の関係部署から必要な資料を入手しかつ報告を受け、独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等について会計監査人候補者と打ち合わせを行う。
- ④ 監事は協議により、前項までの確認の結果や協議した内容に従い、総（代）会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定しなければならない。
- ⑤ 監事は協議により、会計監査人の選任議案について、当該候補者を会計監査人の候補者とした理由が総会参考書類に適切に記載されているかについて確認しなければならない。

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第20条 監事は、組合が会計監査人と監査契約を締結する場合には、理事、組合の関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約ごとに検証する。

- ② 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、前項の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて、協議により確認する。

(理事等に対する立会請求及び調査等)

第21条 監事は、定期監査及び随時監査実施の際、理事その他責任者の立会を求める。

- ② 監事は、必要あると認めるときは、理事及び職員に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査しなければならない。

(監査結果の報告)

第22条 監事は、監査の結果についての監査報告書を取りまとめ、これを理事会に提出して意見を述べる。なお、決算書類及び会計監査人の監査報告に係る監査報告書については、理事に提出するとともに必要と認めるときは理事会及び総（代）会において意見を述べ、また、法令の規定に従い報告しなければならない。

- ② 前項なお書の監査報告書には、作成年月日を、代表監事、常勤監事及び員外監事にあつてはその旨を付し、各監事が署名押印する。なお、異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。
- ③ 監事は、決算書類および会計監査人の監査報告に係る監査報告書の謄本を会計監査人に送付する。
- ④ 監事は、総（代）会において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

(改善経過についての理事等の報告)

第23条 監事は、前条の規定による意見のうち、改善処理を求めたものについては、理事にその改善経過の報告を求めることができる。この場合において必要と認める事項については、書面による報告を求めることができる。

(例外事項)

第24条 この組合の監事の監査について、この規程に定めのない事項は監事会において定める。

附 則

1. この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。
この規程の改正は、平成19年 4月25日から施行する。
この規程の改正は、平成29年 4月14日から施行する。
この規程の改正は、平成31年 4月11日から施行する。
2. この規程の定めに関わらず、会計監査人との監査契約締結後、業務開始前までは、従前の例による。